

高福第6-1号

平成29年4月4日

介護事業所管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
谷澤 正行（公印省略）

社会福祉法の改正に係る介護人材の確保に関する事項の施行について（依頼）

本県高齢者福祉行政の推進については、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

御了知いただくとともに、介護福祉士等の資格取得者による届出（新法第95条の3第1項）について、対象者への周知に御協力くださるようよろしくお願いいたします。

担 当：介護人材担当 澤田

電 話：048-830-3232（直通）

E-mail：[a3240-18@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3240-18@pref.saitama.lg.jp)